破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１４６４号
埼玉県新座市野火止８丁目24番46号、旧住所埼玉県朝霞市泉水３丁目15番10―108号
破産者　掛井　昭夫
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３３３５号
大阪府守口市寺方元町１丁目５番12号、前住所大阪府守口市南寺方東通３丁目６番１号
破産者　河嵜　正彦
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７号
奈良県香芝市五位堂３丁目587番地３　サイプリッシュ五位堂303号
破産者　福井　静江
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２２０号
奈良県香芝市鎌田358番地３　ヴィラ・オリエンタルＡ101号、前住所奈良県葛城市疋田232番地38
破産者　ホームインテリアフジモトこと　藤本　房男
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２４０号
奈良県香芝市上中177番地２
破産者　林　　裕美
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２６０号
奈良県大和高田市礒野東町２番20号
破産者　羽山　智英
1　決定年月日　平成26年４月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１９３１号
札幌市厚別区もみじ台東３丁目１番18―504号
破産者　小野　　恵
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７３６号
埼玉県蓮田市西新宿３丁目122番地　コーポ蓮田102号
破産者　戸崎　　武
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８８５号
埼玉県川口市芝園町２番２―105号　芝園ハイツ２号棟
破産者　田中　正明
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３１４号
さいたま市北区本郷町17番地１　６―505、旧住所埼玉県北本市二ツ家１丁目374番地マリオン北本411
破産者　堂原　隆志
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４０４号
川崎市宮前区南平台17番８―303号　市営住宅
破産者　山田　克也
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
東京都品川区南大井５丁目20番３号　Ｌｅ―ｌｉｏｎ南大井608、開始決定時の住所相模原市南区東林間４丁目４番３号　メゾン寿々木101
破産者　矢澤　快暁
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第９８号
福井市上野本町新817番地　県営住宅上野団地９号館204号室
破産者　酒井　英樹
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６９号
愛知県小牧市岩崎５丁目509番地
破産者　宮本　孝広
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６号
兵庫県豊岡市但東町中山1034番地の１　市営中山向町住宅５号室、破産手続開始決定時の住所京都府京丹後市大宮町口大野384番地の１
破産者　堀　　格
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第５０７号
神戸市西区北別府４丁目13番地の11秋定マンション103号、開始決定時の住所神戸市西区北別府５丁目３番地の23
破産者　伊藤　　章
1　決定年月日　平成26年４月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部